

四日市市告示第188号

四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年 3月28日

四日市市長 森 智 広

## 四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、2人以上の多胎の子(以下「多胎児」という。)を妊娠している者及び多胎児を養育している世帯に対して、家事支援サービスを利用する費用の一部を補助することにより、妊娠期から出産後の育児に対する多胎児家庭の不安を和らげ、多胎児家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多胎妊婦 多胎児を妊娠している妊婦をいう。
- (2) 多胎児家庭 多胎児を養育している世帯をいう。
- (3) 家事支援サービス 衣類の洗濯・補修、部屋等の清掃、整理整頓、生活必需品の買い物その他の家事支援を行うサービスをいう。
- (4) 家事支援事業者 家事支援サービスを提供する事業者をいう。
- (5) 登録家事支援事業者 この補助金の対象となる家事支援サービスを提供できる家事支援事業者をいう。
- (6) 利用料金 家事支援サービスの利用にかかる費用をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、原則として市内に住所を有し、かつ、居住実態がある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 多胎妊婦
- (2) 多胎児家庭の母及び父並びに市長が当該多胎児を養育していると認める者  
(補助の対象となる家事支援サービス等)

第4条 この補助の対象となる家事支援サービスは、登録家事支援事業者が補助対象者に提供する家事支援サービスとし、1回につき2時間以内の利用とする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、利用料金から自己負担額を減じた額とする。

2 自己負担額及び補助金の上限額は、次の表に掲げる利用時間に応じた額とする。

利用時間	自己負担額	補助金の上限額
1 時間以内	5 0 0 円	4, 5 0 0 円
1 時間を超え 2 時間以内	1, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円

- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象者が市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）の者である場合は、自己負担額及び補助金の上限額は、次の表に掲げる利用時間に応じた額とする。

利用時間	自己負担額	補助金の上限額
1 時間以内	無料	5, 0 0 0 円
1 時間を超え 2 時間以内	無料	1 0, 0 0 0 円

（補助の回数）

- 第 6 条 多胎妊婦又は多胎児家庭が補助を受けることができる回数は、次の表に掲げる期間に応じる回数とする。

期間	回数
妊娠届出を提出した日から出産予定日の 1 月後の日まで	2 4 回
多胎児の 0 歳の誕生日から 1 歳の誕生日の前日まで	2 4 回
多胎児の 1 歳の誕生日から 2 歳の誕生日の前日まで	2 4 回

- 2 多胎児の誕生日が異なる場合は、前項の表中において誕生日は、最後に出生した児の誕生日をいうものとする。

（補助券の交付）

- 第 7 条 この補助金を受けようとする補助対象者は、四日市市多胎児家庭家事支援補助券交付申請書（第 1 号様式）により申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請した者に前条第 1 項の表の期間に応じた回数分の四日市市多胎児家庭家事支援補助券（第 2 号様式。以下「補助券」という。）を交付するものとする。
- 3 第 5 条第 3 項の規定による補助金の対象となる者は、第 1 項の申請をするときは生活保護世帯等であることが分かるものを提出しなければならない。

（家事支援サービスの利用）

- 第 8 条 補助対象者は、登録家事支援事業者の家事支援サービスを利用するときは、補助券に必要事項を記載し、これを登録家事支援事業者に渡し、第 5 条に定める自己負担額を登録家事支援事業者に支払うものとする。

- 2 登録家事支援事業者が提供した家事支援サービスの利用料金が補助金額に自己負担額を加えた額を超える場合は、その超えた額は補助対象者の負担とする。
- 3 第 1 項の規定により補助対象者が補助券を登録家事支援事業者に渡したときは、補助対象者は、補助金の請求及び受領を委任したものとみなす。

(補助金の請求)

第9条 登録家事支援事業者は、四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金交付申請書兼請求書(第3号様式。以下「補助券交付申請書兼請求書」という。)に補助券を添えて、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、登録家事支援事業者に対し速やかに交付するものとする。

(登録家事支援事業者)

第10条 登録家事支援事業者になろうとするものは、四日市市多胎児家庭家事支援事業者登録(事項変更)申請書(第4号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請をした家事支援事業者が別に定める要件を満たす場合は、登録家事支援事業者として登録するものとする。

3 登録家事支援事業者は、第1項の申請をした登録事項に変更があった場合は、四日市市多胎児家庭家事支援事業者登録(事項変更)申請書により速やかに申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、登録家事支援事業者の登録を継続し、又は削除する。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金の評価)

第12条 市長は当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第13条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第7条関係）

四日市市多胎児家庭家事支援補助券交付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所  
 氏名 (自署)  
 生年月日 年 月 日生  
 電話番号  
 対象区分：多胎妊婦 母 父  
養育者（続柄）

四日市市多胎児家庭家事支援補助券の交付を希望しますので、次のとおり申請します。

利用者	多胎妊婦 または 多胎児の母 (氏名)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 生年月日 年 月 日	多胎児の父 (氏名)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 生年月日 年 月 日
	多胎妊娠中 の場合	出産予定日 年 月 日	緊急時 連絡先	氏名 (続柄) 電話番号
	出生後の 場合	多胎児の氏名		生年月日 年 月 日
				<input type="checkbox"/> 同上 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 同上 年 月 日		

※世帯の区分 (該当する場合)	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯	※本年1月1日に、申請者および同居家族の住民票が四日市市にない場合は、世帯員全員分の市町村民税非課税証明書が必要
--------------------	--	--

同意書

四日市市が本申請に基づき補助金額を決定するにあたり、住民基本台帳及び世帯全員の課税状況並びに生活保護の認定状況等について、調査・閲覧することに同意します。また、課税状況等に変更があった場合には、速やかに市へ申し出ます。

年 月 日 申請者氏名 \_\_\_\_\_

受付番号	-	受付者		受付日	
------	---	-----	--	-----	--

## 四日市市多胎児家庭家事支援補助券

年 月 日交付 四日市市長

補助対象者	
利用期限	補助券管理番号
年 月 日まで	

## &lt;利用者記載欄&gt;

補助対象者名（署名または記名押印）	
住所	
四日市市	
電話番号（ ） —	
利用日	利用時間（自己負担額 <sup>㉔</sup> ）
年 月 日	<input type="checkbox"/> 1時間以内（自己負担額： 円） <input type="checkbox"/> 2時間以内（自己負担額： 円）

## &lt;登録家事支援事業者記載欄&gt;

利用料金 <sup>㉕</sup>	補助申請額（ <sup>㉕</sup> - <sup>㉔</sup> 又は上限額）
円	円
事業者所在地、名称、代表者	
電話番号	（担当者）

## &lt;市記載欄&gt;

補助決定額	円
-------	---

四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金  
交付申請書兼請求書

（ 年 月実施分）

請求金額		十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---

上記のとおり請求します。

（内訳）

	補助金単価	件数	請求金額
多胎児家庭家事 支援サービス	円	件	円

四日市市長

申請者（事業者）

所在地

名称

代表者名

（署名または記名押印）

〈添付書類〉

（1）四日市市多胎児家庭家事支援補助券（第2号様式）

第 4 号様式（第 10 条関係）

四日市市多胎児家庭家事支援事業者登録（事項変更）申請書

年 月 日

四日市市長

四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金交付要綱第 10 条に基づき、登録家事支援事業者への登録について申請します。

（申請者）

所在地	
事業者名	
代表者名 （署名又は 記名押印）	
電話番号	

なお、登録された際には市が対象者に交付する利用券による請求書払いを行います。

また、サービスの提供にあたっては必要に応じて市と連携・調整を行います。